

選挙人名簿抄本の閲覧について

男鹿市選挙管理委員会

閲覧ができる場合

1 登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧

活動の種類	閲覧の申出ができる者	閲覧できる者	申請書 (公選法施行規則)	添付書類
特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認	選挙人	申出者本人	第4号様式の2の2 (その1)	なし
政治活動 (選挙運動を含む)	公職にある者及びその候補者となろうとする者	申出者本人又は申出者が指定する者	第4号様式の2の2 (その2) (※その3)	活動実績を示す資料(現職は不要)
	政党その他の政治団体	申出をした政治団体の役職員・構成員で申出者が指定する者	第4号様式の2の2 (その2) (※その4)	政治団体の届出書の写し

(※その3) 閲覧申出者及び閲覧者以外の者に閲覧事項を取り扱わせる必要がある場合のみ添付

(※その4) 閲覧申出者及び閲覧者以外の法人に閲覧事項を取り扱わせる必要がある場合のみ添付

「活動実績を示す資料」とは政治活動用ポスター、立札・看板掲示用証票交付申請書の写しなどが考えられる

2 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち、政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧

閲覧の申出ができる者	閲覧できる者	申請書 (公選法施行規則)	添付書類
国又は地方公共団体の機関	申出機関の職員で、申出者が指定する者	第4号様式の2の3 (その1)	・調査研究の概要や実施体制を示す資料
法人	申出法人の役職員・構成員で、申出者が指定する者	第4号様式の2の3 (その1)	・調査研究の概要や実施体制を示す資料 ・申出者が国等の機関並びに大学・報道機関等からの受託者である場合は、そのことを証明する書類等
個人	申出者本人又は申出者が指定する者	第4号様式の2の3 (その1) (※その2)	・調査研究の概要や実施体制を示す資料 ・申出者が国等の機関並びに大学・報道機関等からの受託者である場合は、そのことを証明する書類等

(※その2) 閲覧申出者及び閲覧者以外の者に閲覧事項を取り扱わせる必要がある場合のみ添付

「公益性が高い」とは、調査研究結果が広く公表され、その成果が還元されているかどうか判断基準となる

閲覧する際の注意事項

- 選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日後5日に当たる日（選挙の期日の翌日から起算して5日目）までの間は閲覧できません。
ただし、特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うための閲覧の申出については、異議の申出を行うことができる期間に限り、例外として上記期間であっても閲覧することができます。
- 閲覧は、委員会の執務室又は委員会が指定した場所において、執務時間内（午前8時30分～午後5時15分）に行ってください。
- 閲覧者は、公的機関が発行する閲覧者の写真が貼り付けてある身分を証明する書類（運転免許証、マイナンバーカード等）や、社員証などを掲示してください。
- 閲覧は読み取り、筆記又は持込みPCへの入力で行い、選挙人名簿の複写・撮影等による複製はできません。
- 閲覧方法が筆記又は持込みPCへの入力の場合は、その成果品の写しを委員会に提出してください。
- 調査研究のための閲覧において調査活動が終了した場合、委員会にその調査結果及び成果品等を報告してください。
- 偽りその他の不正手段により閲覧した場合や閲覧事項を利用目的以外に利用した場合は最高30万円の過料に処せられ、委員会の命令に従わなかった場合は、最高6ヶ月の懲役又は最高30万円の罰金に処されます。

閲覧状況の公表制度

男鹿市公職選挙法施行細則第10条の規定により、毎年3月末日までに、選挙人本人又は同居している者についての登録有無の確認を除き、選挙人名簿の抄本の閲覧状況について公表します。

【公表事項】

- ① 申出者の氏名（申出者が国等の機関である場合にあってはその名称、申出者が法人である場合にあってはその名称及び代表者又は管理人の氏名）
- ② 利用目的の概要
- ③ 閲覧の年月日
- ④ 閲覧に係る選挙人の範囲
- ⑤ 申出者が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地

【問い合わせ先】

男鹿市選挙管理委員会事務局

〒010-0595 秋田県男鹿市船川港船川字泉台 66-1

TEL 0185-24-9151 FAX 0185-24-5554 E-mail senkan@city.oga.akita.jp